

追加募集

横浜市 中小企業の「新しい生活様式」 対応支援事業補助金



感染防止対策など、「新しい生活様式」に対応するための経費(備品購入、内装工事等)を補助します。

事前エントリー受付期間

※第1回(8月)のエントリーは終了

第2回:令和2年 **10月12日**(月)10時~**10月16日**(金)17時

第3回:令和2年 **10月19日**(月)10時~**10月30日**(金)17時

※第2回の募集数=2,000件、第3回の募集数=「予算総額8億円」-「第2回のエントリー数」
期間内であっても、**募集数に達し次第、受付を終了**します。(残数は事前エントリーの入力フォーム上で表示)

対象企業

設備等を設置する拠点が横浜市内にあり、中小企業であること

※必ず「募集案内(HPに掲載)」にて、対象企業の要件(中小企業の定義等)に合致しているかを確認ください。

◆事前エントリーは、**第1回~第3回を通して1度しかできません。**
重複してエントリーされた場合は、無効となりますので、ご注意ください。

補助率、補助上限額

補助率 設備・工事等の費用の**90%**

法人

最大**30万円**

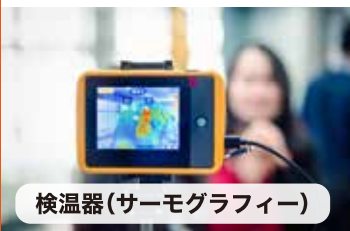
個人事業主

最大**15万円**

対象設備 (※詳しくは、裏面及び募集案内をご確認ください)

保健衛生対策

- ・検温器
- ・自動手指消毒器
- ・空気清浄機
- ・キャッシュレス機器等



検温器(サーモグラフィー)



自動手指消毒器

3密対策

- ・客室の個室化
- ・アクリル板の設置
- ・網戸の設置
- ・換気設備の設置等



アクリル板の設置



客室の個室化

新しい ビジネス展開

- ・オンラインレッスンやネットでの非対面営業等始めるためのパソコン・カメラの購入等



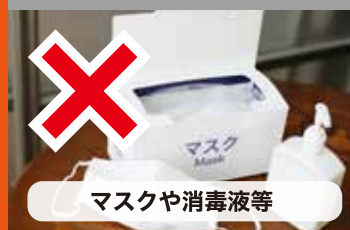
オンラインレッスン



ネット販売

補助の対象外

- ・消耗品等は補助の対象外です(マスク、消毒液、フェイスシールド、容器等)



マスクや消毒液等



フェイスシールド

対象事業・経費の主な要件

- ◆「新しい生活様式」への対応に資するものであって、業務上で用いるものであること
- ◆横浜市内に住所を置く事業所からの購入であること
(領収書の発行者欄に、横浜市内の住所又は電話番号が記載されていること)
- ◆令和2年4月7日以降に契約をしたものであること

<対象外経費>

原材料費、消耗品費、ホームページ等Webサイトの制作費用、販売や有償レンタルを目的とした製品・商品等の購入費、リース料、既存設備等の撤去・廃棄に係る経費、修理又は修繕に係る経費(店舗等改装費を除く)、公租公課(消費税等)、サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料、各種保証・保険料、パンフレット等広報物制作に係るデザイン委託費・印刷・製本費

申請の流れ

事前エントリー

申請には**事前エントリーが必要**です。事前エントリーは、下段のホームページからお願いします。
※事前エントリーは、第1回～第3回を通して1度しかできません。重複してエントリーされた場合は、無効となりますので、ご注意ください。

受付期間は表面をご覧ください

- ・ホームページをご覧になれない場合は、FAX用のエントリー票をお送りしますので、下記のご連絡先までお問合せください。
- ・期間内であっても予算に達した時点で締め切ります。

本事前エントリーをもって、補助金の支払いを確約するものではありません。

交付申請兼実績報告書の提出

【申請期間】第2回・第3回事前エントリー受付完了後～令和2年12月25日(金)

【申請方法】郵送

※第1回事前エントリーの方は、締切が異なります(令和2年11月30日(月)必着)。

2週間程度

審査

横浜市から交付決定兼交付額確定通知書を送付します

交付請求書の提出

【提出期限】第2回・第3回事前エントリーの方 令和3年2月26日(金)必着

※第1回事前エントリーの方は、締切が異なります(令和3年1月29日(金)必着)。

1か月程度

横浜市から補助金を振込みます

事前エントリー・募集案内はこちら

※事前エントリーの前に、必ず募集案内のご確認をお願いします。

横浜市 新しい生活様式補助金

検索



ホームページ URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/capex/atarashiiseikatsu.html>

お問合せ

横浜市経済局 中小企業の「新しい生活様式」対応支援事業補助金コールセンター

電話: **045-211-4493** (令和2年7月15日から令和3年1月29日まで)

受付時間: 9:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

令和3年1月30日以降の問合せ先についてはホームページをご確認ください。